

民間資金等活用事業推進委員会  
VFM・リスク分担ワーキンググループ  
中間とりまとめ

第1章 はじめに

- ・平成25年6月に民間資金等活用事業推進会議において決定された「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」では、今後10年間で推進すべき事業類型として、下記が位置づけられた。

- (1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業
- (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等
- (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業
- (4) その他の事業類型（維持管理・更新等における業績連動の導入、複数施設の包括化等）

- ・これら各類型の確実な推進のため、VFMの評価やリスクの整理・分担を適切かつ的確に実施するとの観点に立った検討を行うべく、民間資金等活用事業推進委員会の下にVFM・リスク分担WGが設置されたところである。
- ・本稿は、これまでのWGにおける議論の成果として、「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」や「PFI事業におけるリスク分担ガイドライン」等の検証・見直しに関する事項を中間的にとりまとめたものである。その内容と事業類型との関係は図表1のとおりである。

図表1 VFM・リスクWGにおける主な論点<sup>1</sup>

		VFMについて	リスク分担について
従来型 (サービス 購入型)		支払額削減以外の VFMについて	リスクの認識等について
		VFMが果たすべき 役割について	
新たな 事業 類型	収益施設 併設型	VFM評価のあり方について	本体事業と付帯事業との 間のリスク遮断について
	運営権 活用型	運営権活用型事業における需要変動等について	

<sup>1</sup> WGにおける議論の経緯を踏まえて整理を試みたものであり、便宜上「リスクの認識等について」を「従来型（サービス購入型）」に位置づけてあるが、その内容は新たな事業類型にも通底するものと考えられる。

## 第2章 VFMについて

### 1. 議論の前提

- ・本WGで扱うVFMの論点は、「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」に示されている内容を踏まえ、必要性の議論を経た後の効率性の議論であることを前提としている。

#### 一 VFM評価の基本的な考え方

##### 1 VFMとは

(中略)

- (9) VFMとは効率性の議論であり、必要性の議論ではない。必要性の議論は公共性原則、即ち、行政サービスとしてどうしても必要なのかという観点から、また、後年度財政負担能力 (Affordability) の観点から、VFMの議論とは別異に行う必要がある。公共施設等の管理者等は、このようなVFMの正確な理解をもって、自らが組み立てたVFMについて説明責任を果たすべきことに留意する必要がある。

(出典：VFM (Value For Money) に関するガイドライン)

### 2. 支払額削減以外のVFMについて

#### (1) 「サービスの価値の向上」の評価

- ・PFI導入による効果であるVFMについては、「支払額の削減」という狭義の側面のみならず、「サービスの価値の向上」についても注目されるべきである。PFI導入にあたっては、公共としての政策目標を明確化した上で、公共が求める「サービスの価値の向上」に合致しているかについての評価が必要であると考えられる<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> サービスの価値の向上についての評価を実施する際においても、公共としての財政規律が損なわれぬよう留意する必要がある。

- ・「サービスの価値の向上」に関する評価基準の構築にあたっては、PFI以外の公共調達における考え方も参考となると考えられる。

a) 総合評価方式

- ・従来の公共調達方式での総合評価方式における価格以外の評価項目は、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「技術提案」、という3つの観点に基づき、工事特性に応じて設定されている。

b) 指定管理者制度

- ・「サービスの価値の向上」については、目標水準やサービス向上の取り組み等に視点を置いた評価を行う考え方が事例において示されている。

- ・なお「サービスの価値の向上」に着目した評価にあたっては、総合評価方式で用いられている、「数値方式」、「判定方式」及び「順位方式」のような、多様な評価方法が参考になると考えられ、PFIの活用を推進する観点からは、評価が過度な負担をもたらさぬよう、その特徴に留意しつつ事業の特性等に応じて設定することが求められる（図表2）。

図表 2 多様な評価方法と特徴

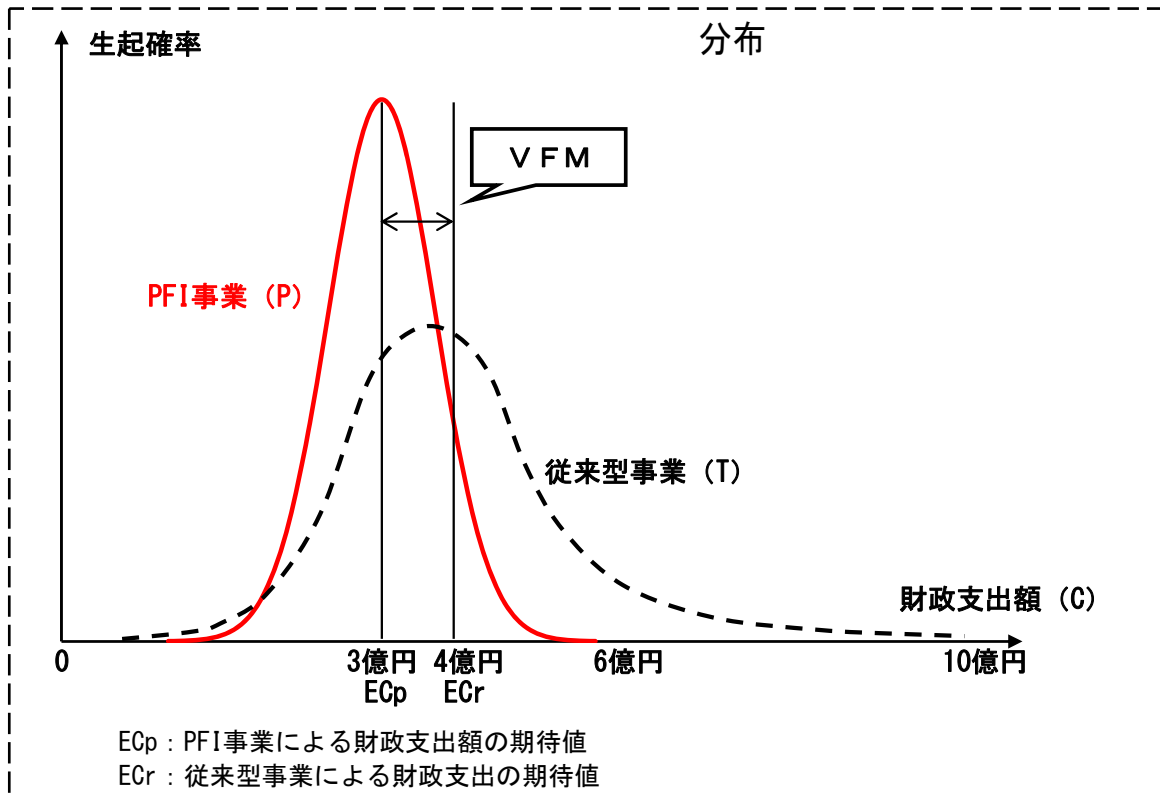
評価方式		長所	短所
定量的	数値方式	絶対評価 ・ 技術力評価の差がそのまま得点差に反映され、評価者の主観に左右されない ・ 何が優れていて何が劣っていたか点数で説明しやすい	・ 技術力が均衡している場合は、差がつきにくい ・ 評価基準が固定化されると画一的な評価につながるおそれあり
	判定方式		
定性的	順位方式	相対評価 ・ 僅差の場合での項目毎の評価に一定の差がつきやすい	・ 技術提案内容の差と得点の差が提案者全体の技術力分布に左右される

(出典：プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン策定にあたっての論点と対応方針(案)(平成21年3月、国土交通省)を参考に作成)

## (2) 支払額削減以外の効果の定量化

- ・「サービスの価値の向上」の定量化に際しては、各省庁で策定・公表している公共事業に関する評価実施要領、費用対便益分析マニュアル等に示された便益の計測方法を参考として活用することも一つの方策として有効であると考えられる。
- ・PFIにより得られる「リスク移転効果」については、将来における財政支出のばらつき抑制の視点から補足説明することにより、可視化されていないVFMの認識を深めることも考えられる(図表3)。

図表3 「PFI事業」と「従来型事業」における財政支出額の確率



(出典：英国DBFO道路事業におけるリスクマネジメント、宮本和明・北詰恵一、武蔵工業大学環境情報学部紀要第8号、(平成18年))

- ・また、特にインフラを対象とするPFIにおける追加提案においては、大きな外部効果も期待できることから、これらの効果についても「サービスの価値の向上」として認識し、統括分析表や便益帰着構成表を用いたケーススタディとして整理の上、情報提供することも有効である(図表4)。

## 図表4 統括分析表の例

表-1 従来型事業における統括分析表

項目	主体 事業者(公)		利用者	沿道立 地者	社会	地主	政府	合計
建設費	-55							-55
用地費							-30	-30
運・維・管費	-60							-60
料金	100		-100					0
利用者便益			180					180
地価上昇				-24		24		0
物価下落			-24		24			0
公的融資	55						-55	0
返済	-55						55	0
補助金	15						-15	0
税金			-6		-5	-8	20	0
合計	0		50	-24	19	16	-25	35

(10億円)      財務      財政支出      経済

表-2 PFI 事業における統括分析表

項目	主体 事業者	融資者	利用者	沿道立 地者	社会	地主	政府	合計
建設費	-50							-50
用地費							-30	-30
運・維・管費	-40							-40
料金	100		-100					0
利用者便益			180					180
地価上昇				-24		24		0
物価下落			-24		24			0
融資	50	-50						0
返済	-66	66						0
サービス購入 料	17						-17	0
税金	-4	-5	-6		-5	-8	29	0
合計	7	11	50	-24	19	16	-18	60

(10億円)      財務      ファイナンス      財政支出      経済

(出典：インフラPFI事業のためのリスクを考慮した経済・財務・融資・財政支出統合分析システム、宮本和明・北詰恵一、第29回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集、土木学会、平成23年)

### 3. VFMが果たすべき役割について<sup>3</sup>

#### (1) 事業の企画段階（基本構想・基本計画策定から導入可能性調査実施まで）

##### ①現状における主な役割

- ・事業の企画段階でのVFM評価は、公共の政策決定としてPFI方式を導入することによりVFMの達成が見込めるかを判断するために行うものである。この段階でのVFMは、最適な事業手法検討のための重要な決定要素の一つとしての役割が大きいと考えられる。

##### ②今後のあり方等

- ・支払額削減の度合を確認する指標としてのVFMとなることが基本であると想定される。ただし、定量化が困難な部分については定性的に評価した上で、総合的な見地からPFI導入可否判断をすべきと考えられる。
- ・定量化が困難な部分については、「リスク調整費」や「外部効果」といった定性的側面を重視することも考えられる。

#### (2) 特定事業評価段階

##### ①現状における主な役割

- ・特定事業評価段階でのVFM評価は、基本方針及びガイドラインにおいて義務付けられているが、その本来の目的は、当該事業を特定事業として選定し実施することを公共として政策決定し公にすることである。その観点からは、事業の企画段階よりも、より政策決定としての意味合いが強いものと考えられる。

##### ②今後のあり方等

---

<sup>3</sup> 本稿では、事業の企画段階、特定事業評価段階、事業者選定段階について示すこととするが、これらの各段階におけるVFM評価の内容を踏まえ、事業の実施段階においてもVFM評価を活用することが考えられる。



- ・事業スキームや官民リスク分担（案）が定まった時点で、事業の企画段階のVFMを見直し、適切に評価することが考えられる。その際には、類似事例を参考にすることも考えられる。
- ・特定事業評価時のVFMの評価過程や評価方法を具体的な数値とともに公表することを促進することで、PFI方式導入を検討しているPFI未実施団体が、VFM評価の実例を参考とする場面における活用も考えられる。

### （3）事業者選定段階（公募開始から事業契約締結まで）

#### ①現状における主な役割

- ・事業者選定段階でのVFM評価は、事業者選定結果としての客観的な評価手法としての役割が大きいと考えられる。

#### ②今後のあり方等

- ・支払額削減以外の効果についても適切に評価する観点からは、民間事業者の提案内容が明らかになっていることから、「サービスの価値の向上」のを定量化してVFM評価を試みることも考えられる。評価にあたっては、過度な負担とならぬよう留意しつつ、提案価格と提案内容とを実際に評価している総合評価方式で用いられている基準等の多様な評価方法が参考になると考えられる。
- ・また、「サービスの価値の向上」の定量化にあたっては、費用対便益分析マニュアル等を評価項目の設定の参考にすることも考えられる<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 費用便益マニュアル等は、対象とする各事業の必要性を評価（with/withoutを比較）することを元来企図したものであるが、サービスの価値の向上分を定量化する場合において参考となる原単位や定量化に際しての考え方が示されている。

## 4. VFM評価のあり方について

### (1) 収益施設併設型事業

#### ①事業の企画段階及び特定事業評価段階

- ・事業の企画段階及び特定事業評価段階におけるVFMは、財政負担の縮減に着目したVFM評価が基本と想定される。その際、図表5に示す留意事項が考えられる。

図表5 収益併設型事業におけるVFM評価にあたっての留意事項

No.	項目	留意事項
1	付帯事業の位置づけ (義務づけか任意か)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益施設の併設を義務づける場合、民間事業者が何らかの付帯事業を確実に実施するに足りうる前提条件を詳細に検討する必要がある(例として、需要や事業性の確実性、民間事業者の参画可能性、公共として求める付帯事業の内容・コンセプトの詳細整理など)。</li> <li>・収益施設の併設を任意提案とする場合、民間事業者からの提案がないことも考えられるため、この段階におけるVFMでは収益分を見込まないことも一つの方法として考えられる。</li> </ul>
2	従来の公共調達方式における事業費 (PSC)の設定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共が自ら収益施設を整備・運営し一定の収益を得ることは基本的に想定されないため、PSCにおける収益分は見込まないことが基本と考えられる(ただし、本体事業の実施に付随して従来の公共調達方式においても発生する収益(例として、廃棄物処理施設における売電・資源化収益等)については、当該収益をPSCに見込んでいる場合も一部存在する)。</li> </ul>
3	PFIにおける事業費 (PFI-LCC) の設定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付帯事業からの収益の例としては、下記が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 付帯事業からの得られる地代</li> <li>➢ 付帯事業における物品等販売収益の一部</li> <li>➢ 付帯事業における利用料金収益の一部 など</li> </ul> </li> <li>・しかしながら、前提として考慮する収益として</li> </ul>

No.	項目	留意事項
		は、地代相当分とすることが妥当であると考えられる。
4	本体事業と付帯事業との相乗効果の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上欄のPFI-LCCを設定する際、本体事業と付帯事業との相乗効果による地域の付加価値の向上等に伴う税収等の増加等を考慮することも考えられる。</li> <li>・ なお、上記に示す相乗効果は定量的に評価できない部分も含まれることも想定されるため、この場合は「サービスの価値の向上」に着目した定性的な評価を行うことが考えられる。</li> </ul>

## ②事業者選定段階

- ・ 事業者選定段階におけるVFMは、民間事業者が提案した収益を前提に算定することが基本と考えられるが、本体事業と付帯事業との相乗効果による「サービスの価値の向上」に着目した定性的な評価を行う視点も重要であると考えられる。
- ・ この段階におけるVFMに関連して、付帯事業からの収益を前提として考慮する場合には、提案内容の確実性を担保することが重要となる。ゆえに、収益施設併設型事業については、当初の想定よりも収益性が下回った場合のリスク管理方策についても民間事業者に提案してもらい、提案内容の適切な評価を行うことが必要であると考えられる<sup>5</sup>。

## (2) 運営権活用型事業

### ①VFMの考え方

- ・ 運営権活用型事業では、民間事業者の創意工夫の発揮等により、維持管理・運営にかかる支出の減少及び利用者増加に伴う収入

<sup>5</sup> なお、評価にあたっては、英国における「楽観バイアス (Optimistic Bias)」の考え方等を参考に、今後の事業実績を踏まえて経験則から数値を設定し、コストや利益に関する不確実性を考慮する際に活用することも考えられる。

の増加が達成されることで、公共の財政負担がゼロ（図表6のパターン1、2）又は低減（図表6のパターン3）される。

- ・また、VFMを支出の差と収入の差の和であると解釈すれば、下記の式により整理することも考えられる。下記の式は「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」において定量的評価の方法として例示された「管理者等自らが当該事業を実施した場合に事業期間中に得られる利益を現在価値に割り戻したものと、運営権者が支払う運営権対価の比較」に相当する。

$$\begin{aligned} \text{VFM} &= \text{支出の差} + \text{収入の差}^6 \\ \dots \text{支出の差} &= \text{「従来方式での公共支出」} - \text{「PFI方式での事業者支出」} \\ \dots \text{収入の差} &= \text{「PFI方式での事業者収入」} - \text{「従来方式での公共収入」} \end{aligned}$$

<sup>6</sup> これらの式を変形すると

VFM

$$\begin{aligned} &= \text{「従来方式での公共支出」} - \text{「PFI方式での事業者支出」} + \text{「PFI方式での事業者収入」} - \text{「従来方式での公共収入」} \\ &= \text{「PFI方式での事業者収入」} - \text{「PFI方式での事業者支出」} - \text{「従来方式での公共収入」} + \text{「従来方式での公共支出」} \\ &= (\text{「PFI方式での事業者収入」} - \text{「PFI方式での事業者支出」}) - (\text{「従来方式での公共収入」} - \text{「従来方式での公共支出」}) \end{aligned}$$

となる。

- ・なお、VFMをサービス購入型事業における支払額削減分に運営権対価を加えたものと解釈し、下記の式により整理することも考えられる。

VFM

= 従来方式での公共支出 - PFI方式での公共支出

…従来方式での公共支出

= 補助金等

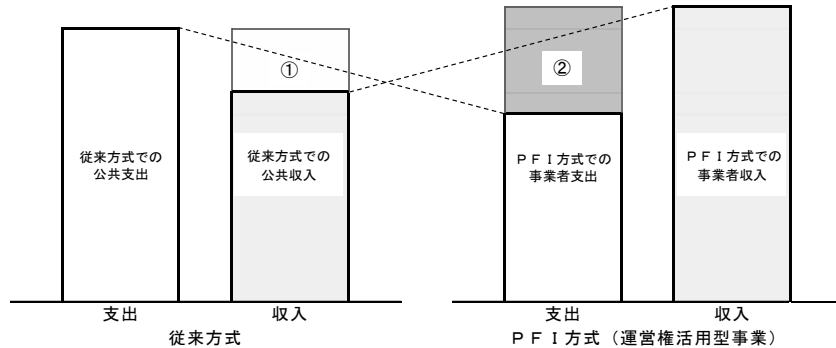
= 従来方式での事業支出 - 従来方式での事業収入

…PFI方式での公共支出

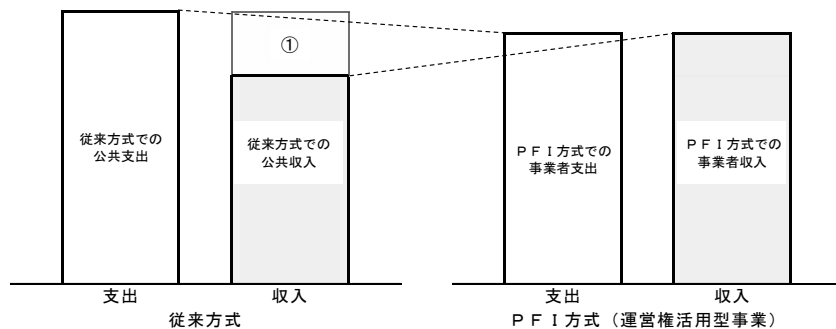
= 補助金(あるいは)サービス対価 - 公租公課 - 運営権対価

図表6 運営権対価とVFMの関係<sup>7</sup>

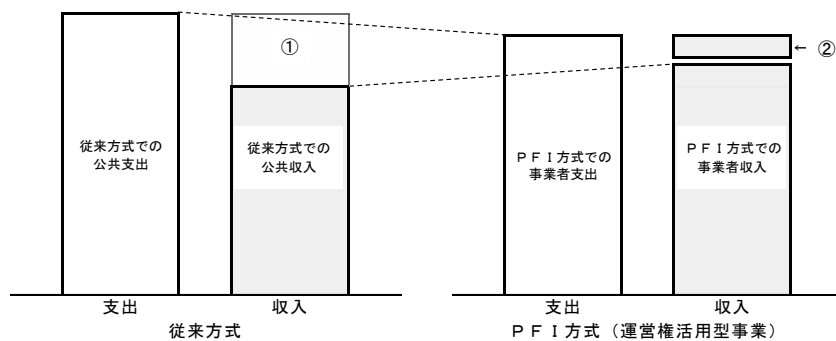
・パターン1：運営権対価がプラスの場合：VFM=①+②



・パターン2：運営権対価がゼロの場合<sup>8</sup>：VFM=①



・パターン3：運営権対価がマイナスの場合<sup>8</sup>：VFM=①-②



（出典：根本座長作成資料を参考に作成）

<sup>7</sup> 通常、PFI方式における支出には公共支出（残債務分、アドバイザー委託費等）も含まれるが、本稿では、運営権活用型事業では収入により当該公共支出が賄われることとした。したがって、収入は当該支出相当分を控除したものである。また、本図表においては公租公課や超過利潤については捨象するとともに、現在価値で整理したものである。なお、PFI方式での事業者支出には事業者が公共に支払う運営権対価を含んでいない。

<sup>8</sup> 運営権対価がゼロの場合及びマイナスの場合について、公共側から事業者側に対して別途サービス対価が支払われるケースや補助金交付等により補填がなされるケース等が実務上は存在しうるものと考えられる。

## ② V F Mと運営権対価との関係

- ・ 一般に、事業の価値は運営権対価として測定されるが、その一方で、運営権対価がゼロ又はマイナスとなるケースも今後想定される<sup>9</sup>。ただし、運営権対価がゼロ又はマイナスとなるケースにおいても効率的・効果的な運営による収入の増加が期待できる場合があり、運営権対価がプラスとなるケースと同様に収入と支出とを考慮したV F Mによる定量的な効果測定が可能である。
- ・ 以上を踏まえると、運営権活用型事業においても他の類型と同様、V F Mの算定に一定の意義があるものと考えられる。

---

<sup>9</sup> 運営権対価がゼロ又はマイナスとなるケースであっても、V F Mが出るのであれば、公共にとって当該事業を実施する意義があり、補助金の交付等を前提に運営権活用型事業とすることが考えられる。この場合、交付される補助金等を加えた実質的な対価はプラスとなり、民間事業者にとってもメリットのあるものとなる。こうした考え方の導入により、運営権活用型事業とすることが可能となるケースが拡大し、P F Iの推進が期待される。

## 第3章 リスク分担について

### 1. リスクの認識等について

#### (1) リスクワークショップ<sup>10</sup>

- ・ 既往の類似実績がなく定型化しがたい案件に対してはリスクワークショップの活用が有効であると考えられる。
- ・ リスクワークショップの実施にあたっては、ワークショップをマネジメントするファシリテーターの役割が重要である。ファシリテーターの主な役割は次のとおりであると考えられる。
  - チームの議論の対象を維持する
  - 共通認識の選択肢を提案する
  - 方向性を与えて協議する
  - 各人の参加を促す
  - 協力的に問題に対処する
- ・ リスクワークショップの実施段階としては、「事業の企画段階」と「事業者選定段階」がある。このうち「事業の企画段階」については、事業に関係する発注者側の担当者とファシリテーター等によるリスク分担案を整理する際に実施することが考えられる。
- ・ 一方の「事業者選定段階」については、民間事業者との競争的対話の中でリスク分担案の詳細化を行い、事業に内在するリスクについて双方が認識を深める際に実施することが考えられる。

---

<sup>10</sup> 道路プロジェクトにおけるリスクワークショップファシリテーターマニュアル（土木学会建設マネジメント委員会インフラ PFI 研究小委員会、土木学会、平成19年）を参考にしている。



## (2) 物価変動／需要変動リスク

- ・建設期間中については、国内外ともに物価変動をリスクとして考慮しない場合が多い。しかし、昨今の建設費の上昇等を鑑み、事業の特性等に応じて柔軟に設定することも考えられる。
- ・運営期間中の需要変動リスクは、国内外ともに事業の特性等に応じて官民の負担割合が設定されている。なお海外では、民間事業者が将来需要予測可能な場合には民間事業者がリスクを負担するとの考え方がある一方、全てを民間事業者負担とするとは基本的に適切でないとする考えもある。

## 2. 本体事業と付帯事業との間のリスク遮断について

- ・収益施設併設型事業における付帯事業については、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において本体事業との間でリスクを分離することが想定されている。

### 三 その他の留意事項

- 3 選定事業者が、選定事業以外の他の事業等に従事する場合には、他の事業等に伴うリスクにより選定事業に係る公共サービスの提供に影響を与えるおそれがあることから、この影響を避けるため又は最小限にするため、協定等に必要な規定を設ける等、経済的合理性を勘案の上必要な措置を講ずることに留意すること。

(中略)

(参考)

- ② 選定事業者が、民間収益施設等の付帯的施設を併設し選定事業以外の他の事業を行う場合には、他の事業に係るリスクにより選定事業に係る公共サービスの提供に影響を与えるおそれがあるとともに、公共施設等の損傷が付帯的施設に影響を与える場合があることも想定される。このため、選定事業に係るリスクと他の事業に係るリスクをできる限り分離して、一方の事業に影響を与える他方の事業に係るリスクのその影響の程度等を勘案して、その分担を含めた措置を検討し、協定等に規定しておくことが望ましい。

(出典：PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン)

- ・一方、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」においては、推進すべき事業類型として「収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等」が位置づけられ、付帯事業のリスクを適切に管理しつつ、その収入を前提に本体事業を実施していくことが重要となっている。この点については、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」においても速やかに反映すべく、改正することが必要である。
- ・なお、付帯事業の収益性の悪化等のリスクが本体事業に影響を与えないようにするために、たとえば下記方策を講じることが考えられる。

#### (1) 事業主体の分離

- ・本体事業は代表企業や構成員が出資するSPCが実施するのに対し、付帯事業は別の事業主体が実施するというスキームを採用することが考えられる。
- ・付帯事業を実施する事業主体としては、SPCの代表企業又は構成員自体のほか、事業実施の安定性や確実性等に鑑みて、これを実施することが可能であり、適切であると考えられる者が想定される。

#### (2) 事業主体を分離した上での付帯事業の実施体制の強化

- ・事業主体を分離した場合においても付帯事業の確実な実施を担保することを目的として、SPCの代表企業又は構成員による支援等を実施することが考えられる。具体的な措置の例としては、下記が想定され、これらのうち複数を選択し組み合わせることも考えられる。

a) 履行支援

- ・ S P Cの代表企業又は構成員に対し、付帯事業にかかる履行支援を求める。その際、公共と民間事業者との間のみならず、S P C内部においても当該支援内容を明確化させ、合意書に規定しておくことが考えられる。
- ・ 付帯事業に係る事業の遂行が困難になった際に、その事業を代行する者（バックアップサービサー）や代替となる事業に関する提案を求めて評価することも考えられる。

b) 信用力審査

- ・ 付帯事業を実施する事業主体には一定の信用力を求める。その方法として、格付機関から取得する格付けを指定することも考えられる。

c) 保険等の金融商品の活用

- ・ 運営期間において不測の事態が生じた場合でも本体事業に影響を及ぼすことのないような対策として、保険をはじめとする各種の金融商品の活用を求めることも考えられる。

## 第4章 VFM・リスク分担双方について

### 1. 運営権活用型事業における需要変動等について

- ・ 一般に、運営権対価の算定にあたっては、PFI事業における収入や、その根源となる需要をどのように予測するかが重要であると考えられる。また、プロフィットシェアリングの導入により、需要変動がある事業の安定性を確保することが可能であるとされる。
- ・ 収入を予測する際には、市場がどのような考慮要素に着目しているかについて、例えば以下のような事項に留意すべきであると考えられる。

- ・ 事業会社がどの程度事業リスクを負担し、どの程度需要をコントロールすることができるか否かを考慮しつつ、需要データを調査すること
- ・ 有料道路等、利用者が直接利用料金を支払う事業の場合、需要や支払い意思額に関する過去のデータを調査すること
- ・ 経済成長の見込み、人口変動、現在の利用料金及び利用料金の上昇に対する利用者の動向を考察すること
- ・ (利用料金が一定の指標に基づく場合) 当該指標の将来の変動予測と、運営費用等の実費との関係性を考察すること
- ・ サービスを提供する地域における、公共・住居・商業・産業の各分野の利用動向(実測値及び予測値)を調査すること
- ・ 技術革新が収入に与える影響を考慮すること

(出典：世界銀行のホームページ (<http://ppp.worldbank.org/public-private-partnership/financing/issues-in-project-financed-transactions>) を参考に作成)

- ・ なお、事業の企画段階及び特定事業評価段階におけるVFMにおいては、「従来方式での公共収入」及び「PFI方式での事

業者収入」に関し、下記の変動要因に留意する必要があると考えられる。

a) 利用料金

- ・ 利用料金設定の自由度を民間事業者に与える場合、従来方式とPFI方式とで利用料金設定に差をつけるか、あるいは同等と設定するか。

b) 利用者数

- ・ 民間事業者の創意工夫等による利用者の増加を期待して、従来方式とPFI方式とで利用者数設定に差をつけるか、あるいは同等と設定するか。

- ・ 上記 a)、b) に示す変動要因は、民間事業者が提案する運営権対価に対する最低基準価格（≒ 予定価格）を公共が設定する上で重要な要素となるため、設定にあたっては、市場調査等を行い、公平性や競争性等に留意して検討することが必要と考えられる。

## 第5章 おわりに

- ・本稿は、これまでのWGにおける議論を踏まえ、「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」や「PFI事業におけるリスク分担ガイドライン」等の検証・見直しに関する事項についての整理を試みたものである。
- ・本体事業と付帯事業のリスクの適切な管理については、第3章で述べたように、「PFI事業におけるリスク分担ガイドライン」において速やかに反映すべく、改正することが必要である。
- ・その他の事項については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」に示された事業類型について、国内の事業実施状況をはじめとする今後の動向を見据えつつ、ガイドラインの検証・見直しに向け順次考察を深めることとする。